

公益社団法人日本地震学会技術開発賞規定

2016年3月22日制定

2017年9月13日改正

2019年7月25日改正

(定義)

第1条 本規定は、地震学の発展に関わる優れた技術開発および研究基盤構築の功績を称えるために、公益社団法人日本地震学会が個人または団体に贈る「日本地震学会技術開発賞」（英文名称：Technical Development Award）について定める。

(授賞対象)

第2条 本賞の対象は、観測・実験・調査によるデータ・資料の収集および利活用技術の開発等に関して、原則として日本地震学会が主催・共催する近年の学術集会での発表によって、その功績を明らかにしている個人または団体とする。

(授賞件数)

第3条 授賞件数は、毎年3件以内とする。ただし、該当がない場合には、授賞は行わない。

(授賞式)

第4条 授賞式は、地震学会秋季大会の場において行い、受賞者または受賞団体に、賞状及び副賞を贈る。

(選考)

第5条 受賞者または受賞団体の決定は、別に定める選考要領により、公益社団法人日本地震学会理事会（以下「理事会」という。）が行う。

(公示)

第6条 理事会は、受賞者または受賞団体の決定後すみやかに該当者に通知し、「地震（ニュースレターパーク）」に受賞者名または受賞団体名称を受賞理由とともに公示する。

(取り消し)

第7条 理事会は、授賞後、授賞対象の功績について不正が認められたとき、遡って授賞を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

公益社団法人日本地震学会技術開発賞選考要領

2016年3月22日制定
2017年9月13日改正

1. 公益社団法人日本地震学会理事会（以下「理事会」という。）は、正会員より、毎年5名以内の者を選考委員として指名し、技術開発賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を構成させる。選考委員会の長は、委員の互選により決定する。
2. 選考委員が選考の対象となった場合は、選考委員を辞退しなければならない。この場合理事会は、選考委員を補充することができる。
3. 理事会は、「技術開発賞」候補推薦の受付について事前に広報するものとする。
4. 会員は、受賞候補を選考委員会に推薦理由を付して推薦することができる。ただし、選考委員は推薦を行うことができない。
5. 選考委員会は、推薦された全候補の功績について審議し、受賞候補3件以内を、推薦理由を付して理事会に推薦する。
6. 理事会は、選考委員会から推薦された候補について審議し、3件以内の受賞者または受賞団体を決定する。
7. 選考に係わる審議は非公開とする。